

建築基準法における適用数値について

[建築基準法別表4による日影規制]

鈴鹿市の日影制限については[表1]のとおりです。(三重県建築基準条例による)

[表1]

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(2) 4時間	2.5時間
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	(2) 4時間	2.5時間
3	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 近隣商業地域又は準工業地域で容積率が10分の20以下の区域	高さが10mを超える建築物	4m	(2) 5時間	3時間

※鈴鹿市の「用途地域の指定のない区域」の日影規制が該当ありません。

※鈴鹿市の市街化調整区域は「用途地域の指定のない区域」に該当します。

[建築基準法による斜線制限等]

用途地域	道路斜線 (勾配)	隣地斜線 (勾配)	北側斜線 (勾配)	絶対高さ制限 (m)	外壁の後退距離 (m)
第一種低層住居専用地域	1.25	20m+ 勾配1.25	5m+ 勾配1.25	10 12(高岡台の一部)	-
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域	1.5	31m+ 勾配2.5	-	-	-
第二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域					
商業地域					
準工業地域					
工業地域					
工業専用地域					
用途地域の指定のない区域					

※この表は建築基準法に基づく制限の一部を掲載した概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

また、都市計画法により地区計画や市街化調整区域の形態制限など、別途制限が定められている地区もあります。

さらに、他法令により規制のかかる地域・地区に指定されている場合にも、別途制限がかかりますのでご注意ください。

[建築基準法による建築協定]

鈴鹿市内に建築協定はありません。

建築基準法における適用数値について

[構造計算 積雪荷重に関する数値]

建築基準法施行令第86条に定める垂直積雪量は鈴鹿市建築基準法施行細則第22条により[図2]のとおり定められています。

鈴鹿市の市街化区域は、垂直積雪量30cmの範囲内です。

積雪の単位荷重は、 $20\text{N}/\text{cm}/\text{m}^2$ としてください。

※詳細については鈴鹿市ホームページの地理情報「垂直積雪量区分図」をご覧ください。



[図2]

[構造計算 風荷重に関する数値]

[平成12年5月31日建設省告示第1454号 地表面粗度区分]

地表面粗度区分		Z _b (m)	Z _G (m)	α
I	鈴鹿市では該当なし			
II	都市計画区域外にあって地表面粗度区分 I の区域以外の区域(建築物の高さが13m以下の場合を除く。)又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が500m以内の地域(ただし、建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。)	5	350	0.15
III	地表面粗度区分 I、II 又はIV以外の区域	5	450	0.20
IV	鈴鹿市では該当なし			

[速度圧 q 算出時のV₀]

三重県内全域 V₀=34 (m/s)